

京都市桃陽病院条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第99号

京都市桃陽病院条例施行規則の一部を改正する規則

京都市桃陽病院条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表文書料の項中

特殊な診断書又は証明書	3,600	を
特殊な診断書又は証明書	3,600	に改め、同表
自立支援医療費の支給認定の申請に係る診断書	3,000	

備考3中「簡易な証明書及び特殊な」を「次に掲げる」に改め、同備考3に次のように加える。

- (1) 簡易な証明書
- (2) 特殊な診断書又は証明書
- (3) 自立支援医療費の支給認定の申請に係る診断書

別表備考4中「類する診断書又は証明書」の右に「(自立支援医療費の支給認定の申請に係る診断書を除く。)」を加え、同備考に次のように加える。

5 「自立支援医療費の支給認定の申請に係る診断書」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき自立支援医療費の支給認定に係る申請をするために用いる診断書をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に交付を申請した診断書又は証明書に係る文書料については、
なお従前の例による。

(桃陽病院)